平成３０年（フ）第２７８号
京都市山科区西野野色町74番地６
債務者　久保　勇二
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１２０号
兵庫県芦屋市岩園町10番16―504号
債務者　野中　美篤（旧姓吉原）
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１７２号
兵庫県西宮市甲子園二番町１番17―405号
債務者　前中　　均
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第９３号
岡山市南区豊成１丁目６番７―404号
債務者　上原　　卓
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１９号
広島県三原市木原４丁目１番５―102号
債務者　岡村　雅也
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第２４号
広島県世羅郡世羅町大字本郷182番地１
債務者　小林　　誠
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第１５号
愛媛県松山市東長戸４丁目５番12号　シャルムＧＯＴＡＮＺＩ　1022号
債務者　久保田精一
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６号
愛媛県松山市東長戸４丁目５番12号　シャルムＧＯＴＡＮＺＩ　1022号
債務者　久保田美穂
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２８号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田323番地　県営住宅砥部団地４棟4104号
債務者　西岡　佳那
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５６号
愛媛県松山市吉藤４丁目２番10号　潮見団地321号
債務者　谷山真由美
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５７号
愛媛県松山市枝松４丁目２番６号　モーメント枝松602号
債務者　村上　　輝
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２５号
愛媛県新居浜市庄内町６丁目10番４号
債務者　伊藤　彰俊
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第２０号
宮崎市堀川町140番地１　順ビル303号
債務者　田中知代子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第６２号
宮崎市城ケ崎４丁目１番地18　リバーサイドマンション201号
債務者　岡本はるみ
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第７５号
宮崎市大字赤江409番地　市営住宅167棟12号
債務者　岡田　順子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１１号
宮崎県日南市大堂津３丁目17番11号、前住所宮崎県日南市南郷町中村乙7051番地７栄松Ａ団地20号室
債務者　松野　太見
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成３０年（フ）第２８号
秋田市高陽青柳町17番41号　レオパレス高陽青柳町106号、申立時の住所秋田市保戸野千代田町５―22
債務者　菅原　孝子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部